

公共測量等に関する事項

1. 測量に関する担当者会議の目的

測量に関する担当者会議は、県及び市町村の測量に関する窓口部署の職員及び公共測量に携わる職員などを対象として開催し、公共測量の手続き執行の徹底及び測量と地理空間情報について情報の共有を図り、必要な議論を行うことを目的とします。

また、中部地方測量部の今年度の体制を示し、測量に関する各種事項の問い合わせ等を容易に行っていただくことで、円滑に相互コミュニケーションを図ることを目的とします。

2. 公共測量の手続き（概説）

公共測量は、公共の利益を目的に実施するものであり、実施にあたっては測量の正確さの確保と測量精度の向上を図るほか、測量の重複を避ける必要があります。そのため、公共測量を実施する国・地方公共団体等は、測量法（昭和24年法律第188号）に規定された「作業規程の承認」（第33条）、「実施計画書の提出」（第36条）、「測量成果の提出」（第40条）など各種の手続きが必要です。

また、測量法第14条・39条の通知（実施・終了の通知）は、測量法に基づく行為（土地の立入、障害物の除去など）を行う際に効果を発揮するために必要な手続きです。

その他にも、必要な手続き等がありますので冊子（公共測量の手引き）を参照し、もれなく実施して下さい。今回は、配布した手引きを使用し、手続きの流れについて説明します。

なお、公共測量成果のうち、基準点（永久標識）成果・点の記及び広範囲の新規・修正図等は国土地理院においても閲覧及び謄本交付を行いますので、他機関が二次利用する際に条件及び経費等が生じる場合には、実施計画書の備考欄へその旨の記載をして下さい。

3-1. 公共測量の手続き（詳説）

（1） 公共測量の手続き資料作成時の留意点

公共測量の手続きを行う際に、計画機関は測量法に基づく各種書類の作成及び提出が必要です。その際に、留意すべき事項について手引き及び資料を使用して説明します。

- ・ 作業規程の承認申請書（手引き P10 ～ P11 及び資料 1）
- ・ 測量標・測量成果の使用承認申請書（手引き P26 及び資料 2）
- ・ 製品仕様書（手引き P26 及び資料 3）
- ・ 実施計画書 及び 付図（手引き P16 ～ P23 及び資料 4）
- ・ 公共測量成果等の提出について（手引き P33 及び資料 5）
- ・ 品質評価表（手引き P26 及び資料 3）

（2） 公共基準点の維持管理

公共測量によって設置した基準点（永久標識）は、測量法に基づき、計画機関が適切に管理する必要があります。その際に、提出が必要な各種書類及び留意すべき事項について手引き及び資料を使用して説明します。

- ・ 測量標の設置（測量標設置位置通知書）（手引き P28 ～ P29 及び資料 6）
- ・ 測量標の移転・撤去及び廃棄について（測量標新旧位置明細書）（手引き P31 ～ P32）
- ・ 街区基準点の復旧等（資料 7）

（3） 公共測量申請書作成サイト

公共測量の手続きを行う際に必要な各種書類の作成を支援するサイトを開設しています。その概要について手引きを使用して説明します。

3-2. 測量に関する各種関連事項

(1) 日本の測量の位置の基準及び名称の変更

平成 23 年 10 月 21 日に施行した測量法施行令の改正により日本の測量の位置の基準が変わりました。一方、高さの基準である東京湾平均海面の値の変更はありませんでした。この新しい測量の基準を「日本測地系 2011 (JGD2011)」と呼称します。新しい測量の基準に基づく測量等の実施に際し、留意すべき事項について資料8にて説明します。

(2) 作業規程の準則の一部改正

平成 25 年 3 月 29 日に作業規程の準則の一部改正が行われました。改正に伴う計画機関の対応等について資料 9 にて説明します。

(3) 衛星測位を活用した測量業務の効率化の実現に向けて

衛星測位 (GNSS) を活用した測量業務の効率化の実現に向けて始動した「S P (スマート・サーベイ・プロジェクト)」について資料 10 にて説明します。

(4) 地籍調査の既知点として基準点を使用する場合の手続き

地籍調査に関する測量を行う際、既知点として基本基準点を使用する場合、他の公共測量と同様に測量標及び測量成果の使用承認申請 (測量法第 26 条・30 条) を行う必要があります。また、公共基準点を使用する場合も同様に、その測量標を管理する測量計画機関より測量標及び測量成果の使用について承認を受ける必要があります。

その他の手続きは、測量法第 2 条の解釈による国土調査法の手続きに則ります。

(5) 用地測量の成果を活用した地籍整備の推進関連

平成 25 年 3 月 13 日付け国土籍第 640 号にて、土地・建設産業局長より各県知事あて及び各県知事経由にて通知のありました「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について」は、文中のとおり中部地方測量部へも周知されています。この事業については、土地・建設産業局地籍整備課が担当ですが、その過程にて

実施する公共測量（用地測量等）については、中部地方測量部が窓口であり、その一連の手続きは従前と変わるところはありません。この事業の公共測量に関連する箇所について資料 11 にて説明します。

（６） 地理空間情報ライブラリー

国土地理院は、様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を国、地方公共団体をはじめ広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を整備しています。地理空間情報ライブラリーに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧及び入手ができます。この地理空間情報ライブラリーについて資料 12 にて説明します。

（７） 中部地方測量部メールニュース

中部地方測量部では平成 25 年 1 月よりメールニュースを発行し、測量に関する情報提供及び共有の補完を図っています。現在、各県全市町村へ配信を行っています。今後も、隔月を基本に様々な情報を発信していく予定です。なお、今後は、防災関連課室等にも情報が届けられるよう、現在の送付先課室等と転送の有無の確認等を中心に調整を図っていきます。

（８） 測量に関する普及啓発

中部地方測量部では、測量に関する各種事項に関する普及・啓発及び地理空間情報の利活用の推進に日々取り組んでいます。各県及び市町村での各種会議等に出向き説明等を行うことも可能ですので、必要な際にはご相談下さい。また、中部地方測量部において保有する各種説明用資料（白パン等）についても、数に限りはありますが提供できますので必要な際には併せてご相談下さい。